

施設利用約款

客室ならびに各施設を利用されるお客様と湯ばらだいす佐倉（以下「当館」という）との約束事は、この約款に定めさせていただいております。会議、宴会、宿泊等のご利用にあたりましてはこの約款に基づきますので、早めにお目通し願います。尚、フィットネスクラブ YOUPANESS の会員は会員規約も適用されます。

第1条（契約の範囲）

当館がお客様との間で締結する施設利用契約（以下「利用契約」という。）は、この約款に定めるところによるものとします。

第2条（宿泊・利用契約の申込み）

当館に利用契約の申込みをされるお客様には、次の事項を明示していただきます。

- （1） 宿泊・利用者の氏名、性別、住所、勤務先及び電話番号
- （2） 宿泊・利用日及び到着予定時刻
- （3） 宿泊・利用料金等の確認
- （4） その他当館が必要と認める事項

第3条（宿泊・利用契約の成立等）

1. 利用契約は、お客様の申込みがありかつ当館が受諾したときに成立するものとします。
2. 当館は、必要によりご利用日以前に予め予約金をお願いする場合があります。
3. 当館が求める予約金をご入金いただけない場合は、当館は利用契約を解除できるものとします。
4. お預かりした予約金は、お客様が最終的に支払うべき宿泊・利用料に充当致します。また、第4条第2項に定めるキャンセル料等当館に請求権がある場合は、予約金を充当します。

第4条（お客様の契約解除権）

1. お客様は、利用期日より以前であれば、利用契約を解除することができます。
2. ただし、契約解除をお申し出いただいた日のご利用日間近の場合は、別表第2に定める当館のキャンセル料金表に従いキャンセル料を申し受けます。
3. 当館は、ご宿泊のお客様がご利用当日 21 時になっても到着されないときは、本契約はお客様のご都合により解除されたものとみなします。なお、ご到着が 21 時すぎる場合であっても予めご到着時刻を連絡いただいている場合はこの限りではありません。

第5条（当館の契約解除権）

当館は、次に掲げる場合において利用契約を解除することができます。

- 1 お客様が宿泊・利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
2. お客様が暴力団関係者、反社会勢力関係者であるとき
3. お客様が伝染病患者であるとき
4. 宿泊・利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
5. 施設の故障その他やむを得ない事由により客室他施設を提供することができないとき
6. 当館の利用規則に従わないとき
7. 他のお客様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき

8. 宿泊・利用料金の支払いがなされないと判断されたとき

第6条（宿泊利用の登録）

宿泊のお客様には、チェックインの際当館にフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1 住所、氏名、職業、到着年月日、前夜宿泊地、出発予定年月日、行先地、日本国内に住所を有しない外国人の場合は国籍及び旅券番号

第7条（宿泊利用時間）

宿泊のお客様が、当館の客室を使用できる時間は、15時から翌朝9:30までとします。

第8条（利用規約遵守のお願い）

お客様には、ご利用にあたりまして当館利用規則に従っていただきます。

- (1) 当館（駐車場・外構を含む）では、暖房用又は炊事用などの火器持込みによる使用はしないでください。
 - (2) 当館は全館禁煙のため、喫煙は玄関前の喫煙所を利用してください。
 - (3) 高声放歌や喧騒な行為等で、他のお客様にご迷惑をかけることのないようにしてください。
 - (4) 施設内に次に類するものを持ち込まないでください。
 - ① 火薬、揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
 - ② 動物
 - ③ 著しく悪臭を発するもの
 - ④ 著しく多量な物品
 - ⑤ 鉄砲、刀剣類
 - ⑥ 違法薬物等
 - (5) 施設内で、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください
 - (6) みだりに外来者を客室内に呼び入れないでください
 - (7) 施設を無断で私的な営業目的（展示会、物品販売等）に使用しないでください。
 - (8) 施設内の設備及び備品類はその目的以外の用途に使用しないでください。
 - (9) 施設内の備品類を施設外へ持ち出す或いは他の場所に移動しないでください。
 - (10) 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為をしないでください。
 - (11) 施設内に所持品を放置しないでください
 - (12) 施設外からの飲食物の持込みはお断りしております。
2. 当館の備品類はお持ち帰ることができません。

第9条（営業時間）

施設等の営業時間はホームページ、パンフレット等でご案内いたします。なお、フロントサービス時間は以下の通りとなります。特に必要がある場合は事前にお申し出願います。

- ① 玄関施錠 23:00-5:30
- ② フロントサービス 5:30-23:00（水、土、日 21:00）

第10条（料金の支払い）

別表第1に定める宿泊・利用料金等は、日本国通貨によりお支払願います。

第11条（お客様の損害賠償責任）

お客様の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当館はお客様に対して損害賠償請求権を有します。

第12条（当館の責任）

当館は、お客様の宿泊・利用のため利用契約を履行致します。

2. 当館は利用契約により提供義務のある客室を提供できないときは、利用契約料金の金額範囲内である限り条件の等しい宿泊施設を斡旋するように努めます。

3. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊料金等をお客様に請求致しませんが、当館から違約金等の補償料を支払うことはありません。

4. お客様が宿泊・利用中に発生した盗難被害、死亡、障害、負傷その他の事故等について、如何なる理由があっても当館はその損害賠償責任を一切負いません。（ただし、被害にあわれたお客様の宿泊・利用金額範囲内で見舞金をお支払いさせていただく場合がございます）

第13条（現金並びに貴重品の取扱い）

当館では、お客様のお荷物、現金、貴重品等をお預かりすることはできません。当館内でお客様のお荷物、現金、貴重品等が紛失若しくは毀損等の損害が生じましても当館は一切の責任を負いません。フロント横にある貴重品ボックスをご利用になられても当館は一切責任を負いませんので、お客様の自己責任において管理願います。

第14条（忘れ物・落とし物）

当館施設内の忘れ物、落とし物の取扱いについて、当館は損害賠償責任を一切負いません。

1. 忘れ物につき所有者が明確な場合は、当館よりお客様にご連絡申し上げます。
2. 施設内に留置されたもの物品がお忘れ物か遺棄物（いわゆるゴミ）かは当館にて判断致します。
3. 忘れ物・落とし物等があった場合は、1週間保管した後佐倉警察署に届けます。ただし、食品、タオル、下着、靴下、衣類、化粧品、安価な時計、アクセサリ類等は廃棄致します。

第15条（駐車場の責任）

駐車場につきましては、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任までを負うものではありません。車両の破損、盗難等について、当館は損害賠償責任を一切負いません。

駐車場で接触事故、人身事故が発生した場合、当事者間で解決していただきます。

別表第1 宿泊・利用料金等の内訳（第2条及び第10条関係）

	内 訳	
お客様にお支払いただく料金	宿泊・利用料金	① 基本宿泊料・食事料・施設利用料 ② サービス料（①×10%）
	追加料金	③ 追加飲食料（朝・夕食以外の飲食料）及びその他料金 ④ サービス料（③×10%）
	税金	消費税（①+②+③+④）×8%

別表第2 キャンセル料金表（第4条第2項関係）

	30~8日前	7~4日前	3~1日前	当日	NOSHOW
宿泊・施設利用のお客様	10%	30%	50%	80%	100%
飲食を含むお客様	10%	30%	50%	80%	100%

平成12年11月1日 作成

平成29年5月27日 改定

